

## 7. 2 監視機関

中央税関、ドイツ連邦銀行、連邦経済輸出管理庁（BAFA）、及び連邦農業・食料産業庁はドイツ外国貿易法およびEU外国貿易法に係わる法令遵守の監視を担当し、必要な情報の提供、ならびに関連業務書類の提出を要求することができる。

また連邦経済・輸出管理庁（BAFA）は輸出に係わる許可、証書の付与に対する前提条件の履行状況を確認するため、企業を訪問し査察を行うことができる。

## 7. 3 罰則

### 7. 3. 1 刑罰規定

#### (1) 禁固刑 1年以上 10年以下（AWG第17条）

国連安保理が国連憲章第7条に従って、または、EU理事会が共通の対外政策及び安全保障の領域において決議した、経済制裁措置による法規命令や執行可能な指示に対する違反で、AL Part 1 Section A（武器品目）に関連する違反行為。

不正に入手した許可に基づく行為は無許可行為と同等と見なされる。

ドイツ人である場合、外国で犯した行為にも適用される。

#### (2) 禁固刑 3月以上5年以下（AWG第18条）

EU規則No. 428/2009にて規定されるデュアルユース品目及びALにされている品目の輸出許可違反、ダイヤモンド原石の違反行為、非人道的な品目の違反行為。

不正に入手した許可に基づく行為は無許可行為と同等と見なされまた未遂行為も罰せられる。

ドイツ人である場合、外国で犯した行為にも適用される。

### 7. 3. 2 罰金刑（AWG第19条）

軽微な違反に対し、罰金刑が設けられ、第1項から6項にて違反行為を特定し、最高50万ユーロまたは最高3万ユーロの罰金が規定されている。

### 7. 3. 3 自主開示条項（AWG第22条4項）

自主開示条項は2013年に新たに設けられた条項であり、第19条(2)～(5)に規定の軽微な違反を犯した場合であっても、それが意図的なものでなく、社内管理により発見され、再発防止策と共に自主的に報告された場合、罰則は科せられない。（ただし、官庁がその違反に対し、捜査を開始する前の開示であること。）